

建築協定だより・神戸

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市建築住宅局 建築安全課



令和 2 年度総会を開催しました

8/29(土)に、令和 2 年度「第 31 回神戸市建築協定地区連絡協議会総会」を開催し、協議会規約の改正及び役員を選任が承認されました。

建築協定地区連絡協議会の矢嶋会長は、「例年は 5 月に行っていた総会が今年は新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて本日まで延期していました。運営委員長を初めてされた方はご不安を感じている方が多いと思います。本日のセミナーで皆様のご不安が少しでも、解消されればと思っています。我々役員も皆様の悩みや不安に応えられるよう精一杯、活動を進めてまいりたいと思います。」と挨拶をされました。

▶ 協議会規約の改正の概要

- ①神戸市と相互に協力して取り組むことを記載。
- ②神戸市の予算により事業を実施するため、会計及び、会計監査の役員を廃止。
- ③その他運用に関する見直し

▶ 令和 2 年度事業計画

- ①広報事業：「建築協定だより・神戸」の発行、協議会ホームページの充実
- ②啓発事業：シリーズセミナー、個別相談会の開催、更新地区等へのアドバイス・啓発、新任運営委員長に対する情報提供
- ③地区広報活動の支援事業：マニュアルの見直し、地区表示プレートの製作・配布、PR 冊子・マンガ等の配布
- ④建築協定地区連絡協議会発足 30 周年記念事業の計画

▶ 令和 2 年度の協議会役員体制

会 長 矢嶋 浩	〈北神星和台第 6 地区〉	幹 事 林 俊人	〈マイコート美賀多台 II 地区〉
副会長 永福 より子	〈日生鈴蘭台ニュータウン第 6 地区〉	幹 事 小澤 公嗣	〈ガーデンハウス鹿の子台ハブの里第 2 地区〉
幹 事 宮下 栄一	〈竹の台 2 丁目地区〉	幹 事 河村 道雄	〈筑紫が丘 B 地区〉
幹 事 岩尾 時夫	〈春日台 1 丁目地区〉		



10 月「セミナー」& 「相談会」を開催します

10 月 31 日 (土) に開催予定です。

- ▶ ステップアップセミナー
- ▶ 個別相談会 ※各地区運営委員長へ別途連絡しております。



永年建築協定地区として「北神星和台第 8 地区」「松が枝町地区」「観音荘地区」「西神南 (10) 団地地区」が表彰されました！

永年建築協定地区表彰は、協定締結から 20 年以上を経過する「永年建築協定地区」として、街づくりに取り組んできた地区を神戸市長が表彰する制度です。今年度は 4 地区が表彰され、「松が枝町地区」「西神南 (10) 団地地区」が当日、賞状授与式に参加されました。



スタンダードセミナー & 個別相談会を開催しました

総会と同日の令和 2 年 8 月 29 日 (土) に、『スタンダードセミナー』～基礎から学ぶ建築協定～を開催しました。建築協定の基礎の説明や、運営委員の役割、協議会のサポート内容などについてセミナーを行いました。



▶ スタンダードセミナー

- ①基礎から学ぶ建築協定 ②建築協定地区連絡協議会について

▶ 個別相談会

地区別にお話を聞く個別相談会を実施し、今回は更新時期が近づいている 3 地区が参加されました。





協定の有効期限がせまっています！
 建築協定は、有効期限内に限り、効力があります。有効期限を過ぎると建築協定は失効するため、協定を続ける場合は更新が必要です

有効期限が令和3年度の地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

建築協定地区名	区	町	丁	有効期限
岡本桜坂	東灘	岡本	7	R3. 5. 31
神戸ハーバーランド地区	中央	東川崎	1	R4. 3. 1
ガーデンハウス鹿の子台ハープの里第3	北	鹿の子台南	6	R3. 5. 11
神戸南鈴蘭台住宅地区（その五）		中里	2	R3. 6. 30
鹿の子台北町7丁目		鹿の子台北	7	R3. 8. 7
神戸北町日の峰4丁目B地区		日の峰	4	R3. 8. 30
ブルータウン鈴蘭台住宅地		君影	6	R3. 9. 15
神戸北町桂木2丁目C地区		桂木	2	R3. 11. 17
神戸北町桂木2丁目A地区		桂木	2	R4. 1. 13
日生鈴蘭台ニュータウン第8地区		星和台	2	R4. 3. 5
神戸北町日の峰1丁目B地区		日の峰	1	R4. 3. 6
神戸北町日の峰3丁目地区		日の峰	3	R4. 3. 25
月が丘（4）団地地区		西	月が丘	5
秋葉台地区	秋葉台		1~3	R3. 12. 25

有効期限が令和4年度の地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

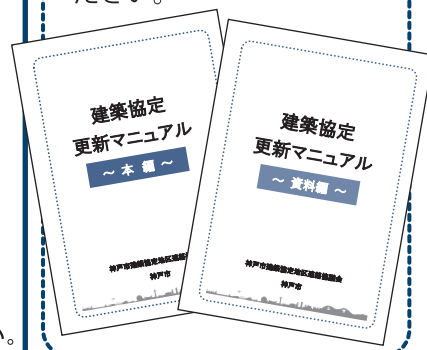
建築協定地区名	区	町	丁	有効期限
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区	東灘	向洋町中	1	R4. 4. 30
六甲アイランドCITYウエストコート5番街戸建地区		向洋町中	5	R4. 5. 23
大丸町1丁目地区	長田	大丸町	1	R4. 7. 12
西落合5丁目地区	須磨	西落合	5	R4. 7. 22
フォレストパーク北落合		北落合	4	R4. 10. 31
パークサイドタウン西落合		西落合	5	R4. 10. 31
ヒルクオーレ須磨山の手		菅の台	7	R4. 11. 20
惣山町	北	惣山町	1~5	R5. 3. 30
セラヴィレヅ舞多聞	垂水	舞多聞西	5	R4. 7. 25
南多聞台六丁目		南多聞台	6	R4. 10. 24
学園緑が丘3丁目団地管理組合地区	西	小束山	3	R5. 3. 4
井吹台東町6丁目A地区		井吹台東	6	R4. 6. 3
ペルーデ1・神戸学園都市		学園西	4	R4. 9. 24
グリーンコリドール西神中央		竹の台	5	R4. 10. 31
西神南（13）団地地区		井吹台東	6	R4. 12. 9
西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区		美賀多台	8	R5. 1. 24

協定を大きく見直される場合は、『アドバイザー制度』（建築安全課へお問合せ下さい）をご利用ください。

「建築協定更新マニュアル」を見直しました！

お知らせ

建築協定のマニュアルについては、協議会より「建築協定の手引き」「建築協定更新マニュアル」「運営委員会業務マニュアル」の3冊を発行しています。作成より10年以上が経過していることもあり、協議会ではマニュアルの見直しを行っています。まずは、「更新マニュアル」を改訂し、これまで、更新の説明と記入例が同列に記載されていたものを、「本編」と「資料編」に分けてまとめました。内容も皆様ができるだけ理解しやすいように説明の仕方や、イラストの工夫をしました。更新作業を行う際には、ぜひご活用ください。



コラム 建築協定書では「何が」決められているのか？

「自分たちの地域は建築協定に入っているらしいけど、いまいち何を決めているのかわからない。」といった方も一定数いると思います。「建築協定書」にはその地区の建築協定で決めているルールが記載されています。例えばその地区にはどのような建物が建てられるのかというルールは「建築物の基準」に記載されています。また、建築協定には有効期限がありますが、その期間についても協定書の「有効期間」に記載されています。その他にも、実際に協定を運営していく際の委員会に関するルールについても記載されています。今一度、ご自分の地区の建築協定書を確認してみましょう！

- 地区建築協定書（例）
- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 目的 | 11. 委員会の細則 |
| 2. 協定の名前 | 12. 事前協議 |
| 3. 定義 | 13. 権利の移転等の届出等 |
| 4. 協定の締結 | 14. 違反者への措置 |
| 5. 協定区域 | 15. 裁判所への提訴 |
| 6. 隣接地 | 16. 協定の変更・廃止 |
| 7. 建築物の基準 | 17. 有効期間 |
| 8. 運営委員会 | 18. 附則 |
| 9. 役員 | |
| 10. 経費の負担 | |

ご相談、お問い合わせは、神戸市建築安全課（中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階 TEL 078-595-6555）まで
 神戸市建築安全課の建築協定担当区をご案内します。協議会のホームページもご活用ください！

区	灘・兵庫・須磨・西	中央・北（南部）・長田	東灘・北（北部）・垂水
担当	相羽	鈴木	西村

神戸市 建築協定 検索